

18年度当初予算編成のポイント

I 対応方針

本県財政は、景気の低迷による県税収入の落ち込みや国の三位一体改革の影響などにより、毎年巨額の財源不足が生じ、財政破綻の危機的な状況にある。

このような状況の中で、財政再建準用団体への転落を回避するため、「財政構造改革基本方針」により、全庁一丸となり、これまでの発想を超えた歳入歳出全般にわたる財政構造改革を強力に推進する。

改革初年度となる18年度当初予算編成においては、こうした極めて厳しい状況におかれていることを十分に認識のうえ、不退転の決意で予算編成に取り組むこととする。

II 18年度当初予算編成に向けた具体的取組み

1 歳出の削減

(1) 内部努力の徹底（行政のスリム化・効率化）

① 総人件費の抑制

- 計画的な人員削減
- 全職員を対象に臨時的な給与の減額を実施（18年度～21年度）

② 内部管理経費の削減

- 指定管理者制度の導入などによる維持管理費の削減
- 総務系業務の徹底した見直し

(2) 事務事業の徹底的な見直し

① 部局の「選択と集中」を最大限尊重する、行政評価と連動した新しい予算編成システムによるゼロベースからの見直し

- 県の公的関与の必要性・緊急性について、全ての事務事業を見直し
- 県長期計画後期実施計画優先施策も踏まえ、優先度、重要度、緊急度の高い事業を優先
- 事業数の削減（目標：対前年度10%以上）
- 事業終期の徹底（絶えず新たな県民ニーズにより事業を再構築）

- ② 県単独補助金等の見直し
 - 公共事業における任意継足しの見直し
 - 社会保障関係経費の補助金は、県の裁量部分の見直し等により抑制
 - 団体助成経費の削減
 - ③ 投資的経費の見直し
 - 公共事業などの投資的経費の更なる削減
 - 新規事業の導入や新規箇所について、事前調整を徹底
 - 投資の重点化
 - 工事コストの縮減
 - ④ 大規模事業等の見直し
 - 計画中の大規模事業（県有施設整備、全国規模のイベント等）は、原則凍結
 - 着手（決定）済の事業は、事業期間の延長を検討
- (3) その他の取組み
- 企業会計の見直し
 - 公債費の増嵩抑制（後年度の公債費を平準化するため、新規発行債の30年償還一部導入を継続）

2 歳入の確保

(1) 既存財源の確保対策

① 税収の確保

- 課税自主権の発揮、税負担の公平性確保と徴収率の向上、滞納額の縮減

② 受益者負担の適正化

- 使用料・手数料の見直しに着手

(2) 県有財産の計画的売却

- 市場動向に留意しつつ、県有財産の計画的売却を強化

(3) 新たな収入源の確保

- 県広報媒体への企業広告導入等

(4) 県債の適正な活用

- 財政健全化債を発行

Ⅲ 財源の配分

1 予算要求枠の設定

- (1) 18年度予算要求額は、年間所要額とし、部局ごとに配分された枠内とする。
- (2) 枠配分額は、17年度9月現計予算額を基に、行政評価による予算施策優先度を考慮した額とする。

性質分類	一般財源削減率	[参考] 前年度
維持管理費	△8%～△12%	△5%
公共事業費	△9%～△13%	△3%
定型的県単独事業費	△23%～△33%	△20%
一般県単独事業費	△28%～△38%	△20%
直轄事業負担金	△3%	△3%
一般行政指導経費	△28%～△38%	△20%

※公共事業費、直轄事業負担金の削減率には、国の18年度概算要求基準に基づく削減率(△3%)を含む。

- (3) 今後の三位一体改革等により予算編成通知策定時点における一般財源の見通しに大幅な変動が生じた場合には、減額を含めた再配分を行うことがある。

2 『えひめの元気創造枠』の設定

- (1) えひめの元気創造に向け、優先的、重点的に推進する必要がある新規施策として、特別枠(5億円)を設定する。
- (2) 対象事業は、行政評価による予算施策優先度が高く、県長期計画後期実施計画の優先施策に該当する新規事業とする。